

一般社団法人 静岡法人会

第13回 定時総会 参考書類

日 時 令和7年6月2日（月） 午後2時00分 開会

会 場 ホテルアソシア静岡（葵区黒金町56番地）

議 題

[決議事項]

（1）令和6年度計算書類承認の件

監査報告

（2）理事82名選任の件

（3）監事 3名選任の件

[報告事項]

（1）令和6年度事業報告

（2）令和7年度事業計画の報告

（3）令和7年度収支予算の報告

令和8年度税制改正要望の報告

令和6年度 事業報告

(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

令和6年度の事業活動の基本方針に沿って、公益性、透明性を高めながら、法令・定款・諸規程を遵守し、委員会、支部及び部会が連携して各種事業を的確に実施しました。新型コロナウイルスの影響が徐々に薄れ、経済活動の正常化が進む中で、おおむね順調に事業が行えました。

I 令和6年度の事業の概要（重点事項）

1 「税知識の普及」「納税意識の高揚」「税制・税務に関する提言」事業の推進

適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与する目的の実現に向けて、児童に対する租税教育活動、税務研修会、広報活動、税制改正に関する提言活動を実施しました。

2 会員及び地域発展のための事業の推進

当会を維持し運営を支える会員が、会員であることのメリットを享受できるように、会員のための福利厚生事業、会員支援のための各種講演会・セミナー、視察研修会及び親睦・交流会並びに全国各地の法人会との連携強化を図る事業を実施しました。

あわせて、各種講演会・セミナーは積極的に地域・一般市民に公開し、地域の経済発展に貢献するよう努力しました。

3 組織基盤の強化

当会の目的を達成するための基礎となる組織基盤強化のため、組織委員会、支部理事会で決定した活動方針に基づいて支部役員が中心となり、協力金融機関及び福利厚生制度取扱会社の協力を得て、会員増強活動に取り組みました。

II 主な事業活動

《公益目的事業関係》

1 税知識普及・納税意識高揚事業

改正税法説明会、シリーズ税務・実務研修会、大規模法人研修会、夏休み親子税金教室（静岡納税貯蓄組合連合会との共催による税金スタンプラリー）、「e-Tax小学生サッカーフェス」を絡めた青空税金教室、「税に関する絵はがきコンクール」、市内小学校における「租税教室」を開催。税務連絡協議会へ参画し、税を考える週間行事（税の広場開設、税の作品表彰・展示、税務関係広報冊子の配布）を実施。新設法人説明会の開催。

広報誌「ほうじん静岡」（年2回発行）へ税に関する情報の掲載。全法連発行の情報誌「ほうじん」や「税制改正のあらまし」など税に関する冊子の配布。ホームページへは税情報の掲載や「消費税」、「マイナンバー制度」、「電子申告の推進」など国税庁ホー

ムページへのリンクバナー貼付を行い、内容の充実を図りました。

特に、未来を担う児童への租税教育活動については、青年部会は、小学校へ出向き6年生の社会科授業として「租税教室」、女性部会は、「税に関する絵はがきコンクール」を継続して実施しました。

2 税制に関する提言事業

税制アンケートの実施、税制委員会による税制改正要望事項の協議・取りまとめを経た要望書を県連に提出。県連では各単位会の要望を集約し、全法連で提言書として取りまとめ、各省庁、各政党、地方公共団体などに対して全国的に提言活動を行いました。

当会では、静岡市長、市議会議長及び管内選出の国会議員に対して提言を行いました。

3 地域企業発展事業

企業の経営・会計・税務知識向上のため、実務（会計、経営等）セミナー、経済講演会、新入社員研修会を開催しました。

4 社会貢献事業

公開講演会・セミナー、地域社会への寄付・寄贈（女性部会による古切手・タオルの収集寄贈、）インターネットセミナーの提供などを行いました。

8月には、「清水法人会」との共催で、支部合同講演会（一般公開）を開催しました。

《収益・共益事業関係》

1 収益事業

生活習慣病予防健診（2回開催）を行いました。

2 共益事業

（1）福利厚生事業

大同生命・A I G損害保険・アフラックと提携する「経営者大型総合保障制度」「法人会のビジネスガード」「がん保険、医療保険」の推進、福利厚生制度推進連絡協議会を開催しました。

（2）会員支援・交流事業

会員向け講演会やセミナー、視察研修会、連携融資制度、貸倒保証制度、事業承継支援制度、人間ドック法人会コース、カルチャー教室の斡旋、支部・部会の会員交流会などを実施しました。

3 会員増強活動

組織委員会、支部理事会で決定した活動方針に基づいて、支部役員が中心となり、協力金融機関及び福利厚生制度取扱会社の協力を得て、増強活動に取り組み155社が入会し、期末現在の会員数は4,575社（加入率39.5%）となりました。

第2号議案

貸 借 対 照 表

令和7年3月31日現在

単位(円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	117,686	114,463	3,223
普通預金	43,969,682	46,858,070	△ 2,888,388
定期預金	14,008,212	14,007,974	238
未収会費	180,000	127,000	53,000
仮払金	0	0	0
流動資産合計	58,275,580	61,107,507	△ 2,831,927
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	5,337,838	5,337,838	0
基本財産計	5,337,838	5,337,838	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	4,201,040	22,290,147	△ 18,089,107
備品減価償却引当資産	0	0	0
部会周年事業引当資産	2,450,000	2,600,000	△ 150,000
特定資産計	6,651,040	24,890,147	△ 18,239,107
(3) その他の固定資産			
什器備品	6	8	△ 2
差入保証金	4,490,000	4,490,000	0
その他の固定資産計	4,490,006	4,490,008	△ 2
固定資産合計	16,478,884	34,717,993	△ 18,239,109
資産合計	74,754,464	95,825,500	△ 21,071,036
II 負債の部			
1 流動負債			
法人税等引当金	71,000	71,000	0
預り金	297,746	298,367	△ 621
未払金	0	450,427	△ 450,427
流動負債合計	368,746	819,794	△ 451,048
2 固定負債			
退職給付引当金	4,201,040	22,290,147	△ 18,089,107
役員退職慰労引当金	0	0	0
固定負債合計	4,201,040	22,290,147	△ 18,089,107
負債合計	4,569,786	23,109,941	△ 18,540,155
III 正味財産の部			
1 一般正味財産の部	70,184,678	72,715,559	△ 2,530,881
(うち基本財産への充当額)	(5,337,838)	(5,337,838)	
(うち特定資産への充当額)	(2,450,000)	(2,600,000)	
2 指定正味財産の部		0	
(うち基本財産への充当額)		0	
(うち特定資産への充当額)		0	
正味財産合計	70,184,678	72,715,559	△ 2,530,881
負債及び正味財産合計	74,754,464	95,825,500	△ 21,071,036

正味財産増減計算書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

単位(円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 【一般正味財産の部】				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	90	91	△ 1	
基本財産受取利息	90	91	△ 1	
特定資産運用益	55	380	△ 325	
特定資産受取利息	55	380	△ 325	
受取会費	30,754,400	31,418,500	△ 664,100	
会員会費収入	30,754,400	31,418,500	△ 664,100	
事業収益	7,134,093	6,760,290	373,803	
研修事業収益	0	0	0	
福利厚生事業収益	333,093	385,280	△ 52,187	
会員親睦事業収益	6,801,000	6,375,010	425,990	
簡易保険取扱収益	0	0	0	
受取助成金等	30,119,281	29,498,048	621,233	
受取県連補助金等	2,236,681	2,260,148	△ 23,467	
受取全法連助成金振替額	27,882,600	27,237,900	644,700	
受取負担金	5,349,000	5,482,000	△ 133,000	
部会受取負担金	5,349,000	5,482,000	△ 133,000	
受取寄付金	79,720	202,756	△ 123,036	
募金収益	79,720	202,756	△ 123,036	
雑収益	569,188	1,072,223	△ 503,035	
受取利息	29,123	778	28,345	
雑収益	540,065	1,071,445	△ 531,380	
経常収益計	74,005,827	74,434,288	△ 428,461	
(2) 経常費用				
公益目的事業会計	35,755,131	37,205,886	△ 1,450,755	
給料手当	14,665,973	15,674,010	△ 1,008,037	
退職給付費用	590,000	953,017	△ 363,017	
福利厚生費	2,723,494	2,706,063	17,431	
会議費	737,121	915,424	△ 178,303	
旅費交通費	1,649,456	1,531,089	118,367	
通信運搬費	3,806,009	2,547,278	1,258,731	
減価償却費	0	67,111	△ 67,111	
消耗什器備品費	370,693	341,377	29,316	
消耗品費	327,828	593,878	△ 266,050	
印刷製本費	1,967,245	2,663,985	△ 696,740	
光熱水道費	133,696	134,074	△ 378	
賃借料	2,760,770	2,760,770	0	
諸謝金	2,265,923	2,881,560	△ 615,637	
支払負担金	191,200	183,600	7,600	
委託費	617,840	613,680	4,160	
会場費	1,984,241	1,727,557	256,684	
事務所管理費	849,453	849,453	0	
支払手数料	2,480	2,240	240	
雑費	111,709	59,720	51,989	
収益事業等会計	27,917,663	25,406,680	2,510,983	
給料手当	4,722,939	5,047,561	△ 324,622	
退職給付費用	190,000	306,902	△ 116,902	

福利厚生費	1,027,055	871,443	155,612	
会議費	3,693,484	3,770,962	△ 77,478	
旅費交通費	128,897	132,801	△ 3,904	
通信運搬費	317,312	282,960	34,352	
減価償却費	0	21,611	△ 21,611	
消耗什器備品費	119,374	109,934	9,440	
消耗品費	203,799	315,921	△ 112,122	
印刷製本費	113,668	153,007	△ 39,339	
光熱水道費	43,054	43,175	△ 121	
賃借料	889,060	889,060	0	
諸謝金	1,229,538	1,143,274	86,264	
支払負担金	98,800	169,440	△ 70,640	
委託費	48,906	41,429	7,477	
会場費	66,000	182,720	△ 116,720	
広告宣伝費	0	0	0	
会員交流費	14,716,364	11,257,135	3,459,229	
事務所管理費	273,551	273,551	0	
支払手数料	0	330	△ 330	
支払寄付金	0	202,756	△ 202,756	
雑費	35,862	190,708	△ 154,846	
法人会計	12,792,914	13,686,502	△ 893,588	
給料手当	5,468,667	5,844,545	△ 375,878	
退職給付費用	12,893	355,361	△ 342,468	
福利厚生費	1,015,539	1,009,038	6,501	
会議費	2,021,674	2,061,850	△ 40,176	
旅費交通費	149,249	153,770	△ 4,521	
通信運搬費	367,415	327,639	39,776	
減価償却費	2	25,024	△ 25,022	
消耗什器備品費	138,223	127,292	10,931	
消耗品費	64,551	78,067	△ 13,516	
印刷製本費	96,794	146,609	△ 49,815	
光熱水道費	49,852	49,993	△ 141	
賃借料	1,029,438	1,029,438	0	
租税公課	2,000	2,600	△ 600	
支払負担金	864,300	772,363	91,937	
委託費	56,628	47,971	8,657	
渉外慶弔費	16,500	0	16,500	
表彰費	199,750	467,125	△ 267,375	
事務所管理費	316,744	316,744	0	
支払手数料	355,788	347,073	8,715	
雑費	566,907	524,000	42,907	
経常費用計	76,465,708	76,299,068	166,640	
当期経常増減額	△ 2,459,881	△ 1,864,780	△ 595,101	
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用計	0	0	0	
固定資産除却損	0	0	0	
経常外増減額	0	0	0	
3 法人税事業税等	71,000	71,000	0	
4 当期一般正味財産増減額	△ 2,530,881	△ 1,935,780	△ 595,101	
一般正味財産期首残高	72,715,559	74,651,339	△ 1,935,780	
一般正味財産期末残高	70,184,678	72,715,559	△ 2,530,881	
Ⅱ【指定正味財産増減の部】				
受取全法連助成金	27,882,600	27,237,900	644,700	
一般正味財産への振替額	△ 27,882,600	△ 27,237,900	△ 644,700	
Ⅲ【正味財産期末残高】	70,184,678	72,715,559	△ 2,530,881	

正味財産増減計算書内訳表

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

[単位:円]

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計			法人会計	内部取引控除	合 計
	公1 税環境改善事業	公2 地域環境改善事業	共 通	小 計	収1 福利厚生事業	他1 会員支援事業	小 計			
I 一般正味財産増減の部										
1 経常増減の部										
(1) 経常収益										
基本財産運用益										
基本財産受取利息			90	90						90
特定資産運用益										
特定資産受取利息						55	55			55
受取会費										
会員会費収入			7,633,864	7,633,864		15,109,304	15,109,304	8,011,232		30,754,400
事業収益										
研修会事業収益										
福利厚生事業収益					333,093		333,093			333,093
会員親睦事業収益						6,756,000	6,756,000	45,000		6,801,000
受取補助金等										
受取県連補助金等	200,000			200,000				2,036,681		2,236,681
受取全法連助成金振替額			27,882,600	27,882,600						27,882,600
受取負担金										
部会受取負担金						5,349,000	5,349,000			5,349,000
受取寄付金										
募金収益						79,720	79,720			79,720
雑収益										
受取利息						5,167	5,167	23,956		29,123
雑収益						332,865	332,865	207,200		540,065
【経常収益計】	200,000	0	35,516,554	35,716,554	333,093	27,632,111	27,965,204	10,324,069		74,005,827
(2) 経常費用										
事業費										
役員報酬	0	0		0	0	0	0			0
給料手当	7,954,427	6,711,546		14,665,973	248,575	4,474,364	4,722,939			19,388,912
退職給付費用	320,000	270,000		590,000	10,000	180,000	190,000			780,000
福利厚生費	1,477,151	1,246,343		2,723,494	46,160	980,895	1,027,055			3,750,549
会議費	737,121	0		737,121	0	3,693,484	3,693,484			4,430,605
旅費交通費	1,236,197	413,259		1,649,456	6,784	122,113	128,897			1,778,353
通信運搬費	3,104,291	701,718		3,806,009	16,700	300,612	317,312			4,123,321
減価償却費	0	0		0	0	0	0			0
消耗什器備品費	201,055	169,638		370,693	6,282	113,092	119,374			490,067
消耗品費	248,606	79,222		327,828	2,934	200,865	203,799			531,627
印刷製本費	1,719,822	247,423		1,967,245	4,399	109,269	113,668			2,080,913
光熱水料費	72,514	61,182		133,696	2,266	40,788	43,054			176,750
賃借料	1,497,368	1,263,402		2,760,770	46,792	842,268	889,060			3,649,830
諸謝金	589,000	1,676,923		2,265,923	0	1,229,538	1,229,538			3,495,461
支払負担金	161,000	30,200		191,200	0	98,800	98,800			290,000
委託費	342,368	275,472		617,840	2,574	46,332	48,906			666,746
会場費	138,595	1,845,646		1,984,241	0	66,000	66,000			2,050,241
広告宣伝費				0	0	0	0			0
会員交流費				0	0	14,716,364	14,716,364			14,716,364
事務所管理費	460,722	388,731		849,453	14,397	259,154	273,551			1,123,004
支払手数料	2,480	0		2,480	0	0	0			2,480
支払寄付金				0	0	0	0			0
雑費	61,836	49,873		111,709	0	35,862	35,862			147,571
科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計			法人会計	内部取引控除	合 計
	公1 税環境改善事業	公2 地域環境改善事業	共 通	小 計	収1 福利厚生事業	他1 会員支援事業	小 計			
管理費										
役員報酬								0		0
給料手当								5,468,667		5,468,667
退職給付費用								12,893		12,893
福利厚生費								1,015,539		1,015,539
会議費								2,021,674		2,021,674
旅費交通費								149,249		149,249
通信運搬費								367,415		367,415
減価償却費								2		2
消耗什器備品費								138,223		138,223
消耗品費								64,551		64,551
印刷製本費								96,794		96,794
光熱水料費								49,852		49,852
賃借料								1,029,438		1,029,438
租税公課								2,000		2,000
支払負担金								864,300		864,300
委託費								56,628		56,628
渉外慶弔費								16,500		16,500
表彰費								199,750		199,750
事務所管理費								316,744		316,744
支払手数料								355,788		355,788
雑費								566,907		566,907
【経常費用計】	20,324,553	15,430,578	0	35,755,131	407,863	27,509,800	27,917,663	12,792,914	0	76,465,708
評価損益等調整前当期経常増減額	-20,124,553	-15,430,578	35,516,554	-38,577	-74,770	122,311	47,541	-2,468,845		-2,459,881
基本財産評価損益等										
特定資産評価損益等										
投資有価証券評価損益等										
評価損益等計										
【当期経常増減額】	-20,124,553	-15,430,578	35,516,554	-38,577	-74,770	122,311	47,541	-2,468,845		-2,459,881
2 経常外増減の部										
(1) 経常外収益										
固定資産売却益										
【経常外収益計】	0	0	0	0	0	0	0	0		0
(2) 経常外費用										
固定資産除却損								0		0
【経常外費用計】	0	0	0	0	0	0	0	0		0
【当期経常外増減額】								0		0
3 法人税事業税等					71,000		71,000			71,000
4 当期一般正味財産増減額	-20,124,553	-15,430,578	35,516,554	-38,577	-145,770	122,311	-23,459	-2,468,845		-2,530,881
一般正味財産期首残高								72,715,559		72,715,559
一般正味財産期末残高	-20,124,553	-15,430,578	35,516,554	-38,577	-145,770	122,311	-23,459	70,246,714		70,184,678
II 指定正味財産増減の部										
受取全法連助成金			27,882,600	27,882,600						27,882,600
一般正味財産への振替額			-27,882,600	-27,882,600						-27,882,600
指定正味財産期首残高			0							0
指定正未財産期末残高			0							0
III 正味財産期末残高	-20,124,553	-15,430,578	35,516,554	-38,577	-145,770	122,311	-23,459	70,246,714	0	70,184,678

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1)固定資産の減価償却の方法
定額法による減価償却を実施している。
- (2)引当金の計上基準
退職給付引当金及び役員退職慰労引当金
事務局職員及び常勤役員の退職給付に備えるため、当期末において発生していると認められる額を、期末自己都合要支給額に基づいて計上している。
- (3)消費税等の会計処理
消費税込額で表示している。

2. 基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残高は、次のとおりである。

単位(円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,337,838	0	0	5,337,838
小 計	5,337,838	0	0	5,337,838
特定資産				
退職給与引当資産	22,290,147		18,089,107	4,201,040
備品減価償却引当資産	0	0	0	0
部会周年事業引当資産	2,600,000		150,000	2,450,000
小 計	24,890,147	0	18,239,107	6,651,040
合 計	30,227,985	0	18,239,107	11,988,878

3. 基本財産及び特定資産の財源の内訳

基本財産及び特定資産の財源の内訳は次のとおりである。

単位(円)

科 目	当期末残高	うち指定正味財産 からの充当額	うち一般正味財産 からの充当額	うち負債に 対応する額
基本財産				
基本財産定期預金	5,337,838	0	5,337,838	0
小 計	5,337,838	0	5,337,838	0
特定資産				
退職給与引当資産	4,201,040	0	0	4,201,040
備品減価償却引当資産	0	0	0	0
部会周年事業引当資産	2,450,000	0	2,450,000	0
小 計	6,651,040	0	2,450,000	4,201,040
合 計	11,988,878	0	7,787,838	4,201,040

4. 引当金の明細

引当金の内訳は次のとおりである。

単位(円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
退職給付引当金	22,290,147	0	18,089,107	4,201,040
役員退職慰労引当金	0	0	0	0
合 計	22,290,147	0	18,089,107	4,201,040

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

単位(円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	1,729,034	1,729,028	6

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

単位(円)

補助金等の名称	交 付 者	当期増加額	当期減少額	当期末残高
補助金 県連補助金等	一般社団法人静岡 県法人会連合会	2,236,681	2,236,681	0
助成金 全法連助成金	公益財団法人全国 法人会総連合	27,882,600	27,882,600	0
合 計		30,119,281	30,119,281	0

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

単位(円)

内 容	金 額
経常収益への振替額 事業費計上による振替額	27,882,600

監 査 報 告 書

私たち監事は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務執行状況及び財産の状況を監査しましたので、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書監査結果

正味財産増減計算書類及び附属明細書並びに貸借対照表は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和 7 年 4 月 7 日

一般社団法人 静岡法人会

監 事 林 隆裕 ⑩

監 事 松世 弘 ⑩

本会理事・監事候補者名簿

No.	役職名	法 人 名	氏 名	新任
1	理事	(株)静岡銀行	八木稔	
2	理事	田中産商(株)	田中康隆	
3	理事	(株)静岡合羽橋新村商店	新村隆司	
4	理事	しずおか焼津信用金庫	田形和幸	
5	理事	第一建設(株)	市川照	
6	理事	静岡信用金庫	佐藤徳則	
7	理事	(株)大瀧建築事務所	大瀧さとみ	
8	理事	(株)インクス	浅場雅樹	
9	理事	大万紙業(株)	塚本一孝	
10	理事	福原紙器(株)	福原弘敏	
11	理事	(株)汐入	鈴木吉彦	
12	理事	(株)長谷川電機	長谷川靖洋	
13	理事	マスダスチール建設(株)	増田洋久	
14	理事	平井工業(株)	平井敏晃	
15	理事	(株)静岡総合保険コンサルティング	原 準	
16	理事	(株)ガーデンソフト	松浦秀三	
17	理事	(株)森造園	森 豊	○
18	理事	(有)誉	市川昭子	
19	理事	(株)あいネットサービス	小川守	○
20	理事	(株)アイワ不動産	関根和孝	
21	理事	(株)青山工務店	青山弘己	
22	理事	アドバンハウス(株)	小林靖彦	
23	理事	(株)アフター工房	横山敬仁	
24	理事	安倍運輸(株)	白鳥正人	
25	理事	井田製材(株)	井田純夫	
26	理事	(株)宇式通信システム	宇式寛記	
27	理事	(株)栄和土木	金谷太一	
28	理事	(宗) 円光院	浅井哲朗	
29	理事	(株)オカレイ	岡野武志	
30	理事	木内建設(株)	柴克弥	
31	理事	岸本工業(株)	乗松和宏	
32	理事	クラフトハウス(株)	小泉雅裕	
33	理事	(宗) 弘願寺	眞野淳成	
34	理事	興和産業(株)	磯西真	
35	理事	(株)コスモワーク	朝倉憲太郎	
36	理事	コロナ工業(株)	中原祐志	
37	理事	(株)佐野製材所	佐野賢輔	
38	理事	(株)静岡朝日テレビ	田島由紀子	○
39	理事	静岡市農業（協）	永田喜雅	○
40	理事	静岡醤油（資）	陰山明典	
41	理事	(株)静岡新聞社	増田基	
42	理事	(株)静岡セイコー	櫻井貴彦	
43	理事	(株)静岡西部建設	梅原義隆	
44	理事	(株)静岡第一テレビ	藁科孝博	
45	理事	静岡鉄道(株)	田中克尚	

No.	役職名	法 人 名	氏 名	新任
46	理事	静岡東海証券(株)	内山景太	
47	理事	(協)静岡流通センター	上川雄司	
48	理事	(株)シズデン	増田洋健	
49	理事	(株)シャンソン化粧品	佐々栄一	
50	理事	白井冷蔵(株)	白井宏明	
51	理事	(株)シンコーメタックス	望月晴生	
52	理事	(株)静秀工業	長島秀親	
53	理事	大和建設(株)	伊藤知行	
54	理事	(株)タカラ堂	植松昌美	
55	理事	瀧重機土木(株)	瀧博史	
56	理事	大王電機(株)	磯谷洋之	
57	理事	(株)竹酔	三宅純平	
58	理事	中央静岡ヤクルト販売(株)	中村貞夫	
59	理事	東海カルバートサービス(株)	堀池彰	
60	理事	東海広業(株)	山崎聡	
61	理事	東海梱包工業(株)	山口高史	
62	理事	(株)中島屋ホテルズ	鈴木雄二郎	
63	理事	(有)中田建材工業	望月昌仁	
64	理事	日将(株)	高田和昭	
65	理事	花菱建設(株)	住友哲也	
66	理事	(株)ヒノデ	内田久美子	
67	理事	(株)ピーエーシー	柴山貴伸	
68	理事	(株)浮月	久保田隆	
69	理事	藤田電気(株)	藤田綾子	
70	理事	(株)松岡カッター製作所	松岡慶子	
71	理事	松林工業薬品(株)	松林 崇	
72	理事	(有)まはえ	横山源太	
73	理事	丸宗建設(株)	永野宗助	
74	理事	(株)マルチ	佐藤元保	
75	理事	丸山販売(株)	平井義泰	
76	理事	(株)水上屋	箕田智則	
77	理事	村田ボーリング技研(株)	村田光生	
78	理事	(株)メロン	廣瀬康人	
79	理事	(株)望月商事	望月 元春	
80	理事	(株)やまだいち	山田照敏	
81	理事	菱和設備(株)	山名伸明	
82	理事	(有)和田清商店	和田裕巳	

1	監事	(株)安心堂	永田高志	
2	監事	遠藤科学(株)	林隆裕	
3	監事	(株)テレビ静岡	見原友和	○

令和7年度事業計画

(自令和7年4月1日 至令和8年3月31日)

法人会は、税のオピニオンリーダーたる経営者の団体として、正しい税知識の普及を通じた納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に会員の皆様と貢献します。

そのため、これまでと同様に法令・定款・諸規程を遵守し、より公益性・透明性を高めながら、事業活動を推進します。

I 基本方針

- 1 税務当局と連携のもと、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を図ります。
- 2 適正公平、かつ、中小企業の活性化と安定的な経済成長を導く税制の確立に向けて、税制に関する提言活動を実施します。
- 3 地域企業の健全な発展のため、各種研修会、講演会を実施します。
- 4 地域社会への貢献活動を推進します。
- 5 会員支援事業、会員交流事業、福利厚生事業を推進して、魅力ある会を目指します。
- 6 「組織基盤」及び「財政基盤」の一層の強化に努めます。

II 主な事業実施計画

《 公益目的事業 関係 》

- 1 税知識普及・納税意識高揚事業
 - (1) 次代を担う児童に対する租税教育は重要であるとの認識のもと、「静岡税務署管内租税教育推進協議会」の構成員として、小学生租税教室、税金スタンプラリー（夏休み親子税金教室）、e-Tax小学生サッカーフェス（青空税金教室）、税に関する絵はがきコンクールを開催に積極的に取り組みます。ほか、改正税法研修会、シリーズ税務・実務研修会、新社会人に対する税の研修、新設法人説明会等を開催します。
 - (2) 当会並びに東海税理士会静岡支部、静岡青色申告会、静岡納税貯蓄組合連合会、静岡間税会及び静岡酒類行政連絡協議会で組織する「税務連絡協議会」へ参画し、税を考える週間行事（税の広場を開設し、税の作品展示・表彰、税に関する啓発広報冊子・広報グッズ等の配布）を実施するほか、申告納税制度を推進し、税務行政に協力寄与します。
 - (3) 広報誌（ほうじん静岡）、全法連情報誌（ほうじん）及びホームページによる税情報の発信並びに税に関するリーフレットやパンフレットの配布による広報活動を実施します。また、企業の税務コンプライアンス向上のための「自主点検チェックシート・ガイドブック」を配付して活用促進に取り組みます。
 - (4) 前記活動を通じて、「消費税の期限内納付推進」、「電子・スマホ申告・電子納税システムの利用推進」、「マイナンバー制度の定着化推進」に取り組みます。
- 2 税制に関する提言事業

「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマとして、税制委員会において改正要望を

取りまとめ、県連税制委員会、全法連税制委員会を経て決議される「令和8年度税制改正要望」について、関係省庁、各政党に対して提言活動を行います。

当会では、静岡市長、市議会議長及び管内国会議員への提言活動を分担実施します。

3 地域企業発展事業

地域中小企業のニーズに合わせて、実務セミナー、時局講演会、新入社員研修会等を企画し開催します。

4 地域貢献事業

広く市民に開放した講演会・セミナーを開催するほか、地域イベントへの協賛、地域社会への寄付・寄贈、インターネットセミナーのサービス提供等を行います。

《 収益事業等・その他 関係 》

1 収益事業

法人会の自主財源確保とともに会員のニーズに沿ったサービスの提供として、生活習慣病予防検診の斡旋事業等を行います。

2 福利厚生事業

会員企業の経営基盤を安定させ、法人会の「組織基盤」と「財政基盤」強化にも貢献する福利厚生制度について、厚生委員会と本会・支部役員、青年部会、女性部会が一丸となり、協力保険会社3社との連携強化を通じて、利用率の拡大を目指して事業を推進します。

3 会員支援・交流事業

- (1) 会員向け講演会やセミナー、大規模法人研修会、視察研修会を開催します。
- (2) 連携融資制度、貸倒保証制度、人間ドック法人会コースの利用を促進します。
- (3) 「法人会メリットカード」について、特約店を増やし“会員特典”をより多く活用してもらえるよう、利用促進を図ります。
- (4) カルチャー教室の斡旋、新年賀詞交歓会、新春映画鑑賞会、委員会・支部・部会の会議や情報交換会の開催など、会員のニーズに沿った事業を推進します。

4 組織の充実・強化

(1) 会員増強活動

当会の「組織基盤」及び「財政基盤」を強化・安定させるため、組織委員をはじめとして、役員、支部、部会のほか、協力金融機関、協力保険会社が一体となって、会員数の実質増加を目指し、各組織が目標を設定して会員増強活動を推進します。

(2) 支部活動・部会活動の充実

支部会員や部会員の行事参加者を増やし、組織の活性化・拡大に繋がる事業企画を創意工夫し、開催していきます。

- (3) コンプライアンス、ガバナンスを保持し組織基盤の充実・強化に資するため、諸規則や事務管理・事務運営の改善に常に努力します。

事業計画

令和7年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
本 会	7 会計監査		25 新設法人説明会		5 役員会	10 税務連絡協議会
	3 税務連絡協議会		2 第13回定時総会			
	22 理事会 ①		理事会②			
県 連	23 女連協正副会長会	21 県連理事会	24 県連定時総会	23 女連協正副会長会		
	28 青連協常任理事会	26 女連協・青連協定時総会		29 青連協常任理事会		
東海法 全法連			13 東海法・青連協総会		7 東海法・女連協打合せ	8 東海法連総会
			3 全法連女連協総会			18 全国女性フォーラム北海道大会
			4 全法連青連協総会			
正 副 会長会	14 正副会長会					16 正副会長会
総 務 委員会	22 委員会	12 県連総務委員会①				
	総会提出議案審議					
研 修 委員会			2 総会記念講演会	委員会①(本年度研修計画)		12 県連事業研修委員会①
			23 改正税法研修会			税務・実務研修会
税 制 委員会	税制改正要望事項提出	16 県連税制委員会①				
		28 県連税制委員会②				
広 報 委員会				委員会	「ほうじん静岡」発行	
						22 県連広報委員会①
組 織 委員会					増強資料の作成	(9～12月)増強月間
				16 県連組織委員会①	委員会	
厚 生 委員会			10 県連厚生委員会①			
				委員会		
支 部			9 東支部大会	正副支部長会	27 支部合同視察研修	支部合同理事会
			13 北支部大会			会員増強
		東支部大会	17 西・南合同支部大会		支部合同講演会	9・26 支部合同視察研修
部 会		例 会	例 会	例 会	例 会	例 会
	24 青年部会総会	27 女性部会総会	26 宗教法人部会総会	女性部会社会貢献活動 ・税に関する絵はがきコンクール ・税金スタンプラリー(8/4開催)		5 宗教法人部会視察研修
	青年部会租税教室	青年部会租税教室	12 経理研究部会総会	11 経理研究部会視察研修	青年部会公開例会	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本 会		11～17 税を考える週間 11～17 税の広場		22 新年賀詞交歓会		理事会③
		17 県連会長表彰状伝達式				
		新設法人説明会				
県 連	7 女連協情報交換会	25 大規模法人研修会	3 女連協正副会長会	28 県連運営研究会		23 県連理事会
	28 青連協情報交換会					
東海法 全法連	16 全国大会(高知)					6 東海法連大会(静岡)
		20 全国青年の集い(山梨)			税制セミナー	
正 副 会長会			正副会長会		正副会長会	
総 務 委員会						16 県連総務委員会②
研 修 委員会		17 県連会長表彰記念講演会		新春講演会	13 県連事業研修委員会②	
					委員会②	
	税務・実務研修会	税務・実務研修会				新入社員研修会
税 制 委員会		税制改正要望活動			委員会① 税制改正要望	委員会② 税制改正要望 まとめ
						11 県連税制セミナー
広 報 委員会					「ほうじん静岡」発行	
					25 県連広報委員会②	
組 織 委員会					6 県連組織委員会②	
厚 生 委員会				厚生事業	19 県連厚生委員会②	
支 部	会員増強	会員増強	会員増強			研修会
	9 支部合同視察研修				理事会	
部 会	例 会	例 会 女性部会社会貢献活動 ・税に関する絵はがきコンクール 税の作品表彰式 14日	例 会	例 会	例 会	女性部会社会貢献活動 ・使用済み切手寄付 ・古タオル寄付
	青年部会社会貢献活動 (サッカーフェス 19日)					
	青年部会視察研修		絵はがき展示(12月～1月 静岡本店)		絵はがき展示(確申期 ツインメッセ署申告会場)	
	女性部会視察研修				青年部会租税教室研修会	

令和7年度収支予算書

自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日

単位(円)

科 目	当年度	前年度	増 減	備考
I 【一般正味財産の部】				
1 【経常増減の部】				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	1,000	1,000	0	
基本財産受取利息	1,000	1,000	0	
特定資産運用益	2,000	2,000	0	
特定資産預金利息	2,000	2,000	0	
受取会費	30,510,000	31,170,000	△ 660,000	
会員会費収入	30,510,000	31,170,000	△ 660,000	
事業収益	8,300,000	7,500,000	800,000	
福利厚生事業収益	300,000	300,000	0	
会員親睦事業収益	8,000,000	7,200,000	800,000	
受取助成金等	30,452,638	29,639,281	813,357	
受取県連補助金等	1,779,138	1,756,681	22,457	
全法連助成金振替額	28,673,500	27,882,600	790,900	
受取負担金	5,500,000	5,555,000	△ 55,000	
部会受取負担金	5,500,000	5,555,000	△ 55,000	
受取寄付金	50,000	50,000	0	
募金収益	50,000	50,000	0	
雑収益	802,000	802,000	0	
受取利息	2,000	2,000	0	
雑収入	800,000	800,000	0	
経常収益計	75,617,638	74,719,281	898,357	
(2) 経常費用				
公益目的事業会計	34,873,470	35,030,972	△ 157,502	
給料手当	14,160,000	14,317,502	△ 157,502	
退職給付費用	590,000	590,000	0	
福利厚生費	2,876,250	2,876,250	0	
会議費	720,000	720,000	0	
旅費交通費	1,163,000	1,163,000	0	
通信運搬費	3,321,900	3,321,900	0	
減価償却費	0	0	0	
消耗什器備品費	265,500	265,500	0	
消耗品費	336,500	336,500	0	
印刷製本費	2,363,800	2,363,800	0	
水道光熱費	165,200	165,200	0	
賃借料	2,778,900	2,778,900	0	
諸謝金	3,500,000	3,500,000	0	
支払負担金	216,000	216,000	0	
委託費	268,000	268,000	0	
会場費	1,200,000	1,200,000	0	
事務所管理費	848,420	848,420	0	
支払手数料	20,000	20,000	0	
雑費	80,000	80,000	0	
収益事業等会計	30,131,070	29,381,791	749,279	
給料手当	4,560,000	4,610,721	△ 50,721	
退職給付費用	190,000	190,000	0	
福利厚生費	926,250	926,250	0	

会議費	3,500,000	3,500,000	0	
旅費交通費	433,000	433,000	0	
通信運搬費	1,207,900	1,207,900	0	
減価償却費	0	0	0	
消耗什器備品費	85,500	85,500	0	
消耗品費	216,500	216,500	0	
印刷製本費	1,035,800	1,035,800	0	
水道光熱費	53,200	53,200	0	
賃借料	894,900	894,900	0	
諸謝金	500,000	500,000	0	
支払負担金	250,000	250,000	0	
委託費	288,000	288,000	0	
会場費	200,000	200,000	0	
広告宣伝費	60,000	60,000	0	
会員交流費	15,081,800	14,281,800	800,000	
事務所管理費	273,220	273,220	0	
支払手数料	25,000	25,000	0	
雑費	300,000	300,000	0	
支払寄付金	50,000	50,000	0	
法人会計	12,673,260	12,731,987	△ 58,727	
給料手当	5,280,000	5,338,727	△ 58,727	
退職給付費用	220,000	220,000	0	
福利厚生費	1,072,500	1,072,500	0	
会議費	800,000	800,000	0	
旅費交通費	154,000	154,000	0	
通信運搬費	530,200	530,200	0	
減価償却費	0	0	0	
消耗什器備品費	99,000	99,000	0	
消耗品費	77,000	77,000	0	
印刷製本費	620,400	620,400	0	
光熱水道費	61,600	61,600	0	
賃借料	1,036,200	1,036,200	0	
租税公課	2,000	2,000	0	
支払負担金	950,000	950,000	0	
委託費	44,000	44,000	0	
渉外慶弔費	100,000	100,000	0	
表彰費	330,000	330,000	0	
事務所管理費	316,360	316,360	0	
支払手数料	380,000	380,000	0	
雑費	600,000	600,000	0	
経常費用計	77,677,800	77,144,750	533,050	
当期経常増減額	△ 2,060,162	△ 2,425,469	365,307	
2 【経常外増減の部】				
(1) 経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用計	0	0	0	
経常外増減額	0	0	0	
3 【法人税事業税等】	80,000	80,000	0	
4 【当期一般正味財産増減額】	△ 2,140,162	△ 2,505,469	365,307	
一般正味財産期首残高	64,472,511	66,977,980	△ 2,505,469	※
一般正味財産期末残高	62,332,349	64,472,511	△ 2,140,162	
II 【指定正味財産増減の部】				
受取全法連助成金	28,673,500	27,882,600	790,900	
一般正味財産への振替額	△ 28,673,500	△ 27,882,600	△ 790,900	
III 【正味財産期末残高】	62,332,349	64,472,511	△ 2,140,162	

※ 正味財産期首残高は決算確定額に置き換え 総会資料並びに予算として執行させていただきます。

令和 8 年度税制改正要望

総 論

新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に薄れ、経済活動の正常化が進む中で、日本経済は回復基調にあるものの、依然として価格転嫁が不充分の中小企業においては厳しい経営環境が続いている。特に、円安による原材料費・燃料費・電気料金の高騰、人手不足の深刻化、後継者問題、金融資本市場の変動、世界的な景気後退リスクなど、多くの課題が山積している。加えて、令和 6 年能登半島地震をはじめとする自然災害の影響もあり、地域経済の持続的な発展にはより一層の支援が求められる。

また、政府の月例経済報告では、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」と発表され、先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、現状は国内においては物価上昇による個人消費の冷え込みがさらに進み、海外では欧米における高い金利水準の継続や中国の不動産市場の停滞の継続、アメリカトランプ政権下の関税の引き上げ、中東地域をめぐる情勢など景気を下押しするリスクとなっている。また日銀による金利政策にも注意する必要がある。

また、日本の財政状況は、コロナ禍で再び多額の国債発行が積み重なり歴史的にも国際的にも最悪の水準にあり、歳出削減や消費税増税でカバーできるものではない。財政の健全化を推し進めるためには、日本企業の 90%以上を占める中小企業の成長なくしては有り得ない。

法人会は、税のオピニオンリーダーとしての自覚を発揮し、活力ある中小企業の復活に向けた税制改革を希求し、地域の経済・雇用を担っている中小企業の持続的、安定的な成長を後押しすべく、また税制の改正を通じて、少子化対策を推進し、子育て世帯の負担を軽減し、子育てを支援する仕組みを整えることが必要である。以上の点から、令和 8 度の税制改革にあたっては、中小企業における抜本的な税制改革と国民がわかりやすいシンプルな税制制度の確立と事業承継税制・相続税の負担軽減を重点項目として次の通り要望する。

法 人 税 関 係

企業を取り巻く環境は、働き方改革やコロナ禍以降の雇用形態等の変化や原価高騰などあり、特に地域経済を担う中小企業が不活性化する悪循環を生じている。

そのためには、国際競争力の強化、外国資本の日本への投資促進、中小企業の活性化の観点等からさらに大胆に法人税制の見直しを図るべきである。

その見直しに当たっては、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている中小企業に十分配慮し、中小企業の活性化に資する税制措置を本則化するとともに、成長戦略の一環として制度の拡充をすべきである。

1 中小企業者等の軽減税率の適用

中小企業者等に適用される軽減税率の特例 15%を時限措置ではなく、本則化する。また、

昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を 1,600 万円にまで引上げるなど、担税力の弱い中小企業者等への配慮を要望する。

2 同族会社の留保金課税の全面的廃止

平成 19 年度改正で、中小企業者等における同族会社の留保金課税は実質的に撤廃された。しかし、特定同族会社に対する留保金課税は存続しており、引き続き廃止を求める。

即時廃止ができないのならば、適用する中小企業者等の判定基準である資本金の額を「1 億円以下」から段階的に上げていくよう求める。

3 交際費課税の見直し

交際費は、企業活動にとって必要不可欠の経費であり、課税することは経営上の経費性を否定するものである。企業の規模に拘わらず、原則的に全額損金算入とすべきである。

また、社会慣習上その支出を避け難い慶弔費などは交際費とは別に損金算入を認めるべきである。

4 減価償却制度の改善

(1) 耐用年数の短縮

国際競争力向上のため、さらに見直しを進め欧米先進国並みの耐用年数にすべきである。

(2) 取得価額 50 万円未満の資産を一律少額減価償却資産とし、取得価格の上限 300 万円を廃止する。企業規模に拘わらず、一時の損金算入とすることを要望する。

5 税額控除の上限引き上げ

近年、企業の設備投資や研究開発、賃上げなどを促進するために、各種税額控除制度が整備されているが、税額控除の本来の目的は、政策目的に沿った企業行動を促すことにあり、上限設定がこれを阻害している。

企業の担税力に応じた負担を求めつつ、投資や雇用促進を妨げない税制の実現が重要である。

そのため、まずは現行の「調整前法人税額の 20 %」から 30 %に引き上げ、段階的に更なる引き上げを検討することで、企業が積極的に投資を行いやすくなり、自由に成長戦略を描き、日本経済の競争力強化につながる税制を構築すべきである。

6 役員給与の損金算入の拡充

(1) 役員給与の原則損金算入

現行制度は役員給与の損金算入が限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課されている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

(2) 業績悪化改定事由により役員報酬を減額した後増額した場合の原則損金算入

業績悪化改定事由により役員報酬を減額改定した後、経営環境の改善等から当該事業年度中に役員報酬を改定前の額に戻した場合、その増加部分について原則損金算入できるよう見直すべきである。

(3) 同族会社の利益連動給与損金算入の適用

前記(1)が実現するまでは当面の措置として、経営者の経営意欲を高め、企業活力を

与える観点から、同族会社における役員の利益連動給与についても、一定の要件のもと、損金算入を認めるべきである。

7 寄付金課税の見直し

寄付金については、高齢化や環境問題への対応、芸術文化活動への支援などで企業の果たす役割はますます重要性を増している。このため指定寄付金の認可条件を緩和するとともに、一般寄付金の非課税枠の拡大を求める。

8 退職給与引当金の損金算入

各企業の使用人の退職に備えるため、退職金の自己都合要支給額の40%を累積限度額として損金算入を認めるべきである。

9 賞与引当金の損金算入

賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰り入れについて損金算入を認めるべきである。

10 借地権課税

相当の地代認定基準、概ね「年6%」程度については、地代の収益状況及び金利水準の変化に応じて見直しを行い、当面「年2%」程度に引き下げを求める。

11 電話加入権の資産計上に関する見直しについて

現在の法人税法において、電話加入権は無形固定資産として計上することが求められている。しかし、電話加入権は実質的に売買市場がほぼ消滅し、資産としての価値が著しく低下しているのが実情であり、即時償却を認める税制上の措置が必要である。

12 申告書の提出期限

会社法上の諸手続を含めた決算事務を2ヶ月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告の提出期限を事業年度終了後3ヶ月以内とするよう求める。

13 災害見舞金への課税免除

激甚災害法の指定を受けた地域内にある取引先に対する災害見舞金等は損金算入を認めるべきである。

所 得 税 関 係

国民の税に対する関心を高め、税の公平性を確保するため、課税最低限度額の適正化や所得階層ごとの税負担の見直しを行い、税負担の公平性を高めることが重要と考える。

これにより影響を受ける低所得者層については、社会保障制度との適切な連携を図り、負担の増加が生活に過度な影響を及ぼさないよう配慮することを提案する。

1 源泉所得税の納期限

平成24年度改正において、源泉所得税の納期の特例については1月の納期限が20日に延長されたが、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情を考慮し、全ての徴収義務者について1月の納期限を末日とすべきである。

2 源泉所得税事務の簡素化

年々源泉徴収事務(特に年末調整事務)が複雑化しており、源泉徴収義務者の事務負担に配慮した税制改正(給与所得控除・基礎控除等の各種控除を簡素な制度とする)を要望する。

昨年の減税を鑑みて、特殊な事情が発生した場合は、年末調整の処理だけで済むよう要望

する。

3 不動産所得の負債利子の損益通算の認容

土地等に係る負債利子は、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められていないが、これを認めるべきである。

相 続 税・贈 与 税 関 係

我が国企業の大部分を占める中小企業は、地域の経済と雇用を担い、日本経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税等の資産課税の負担により事業が承継できなくなるような事態は絶対に避けなくてはならない。

平成 25 年度の税制改正、さらには平成 30 年度の税制改正において非上場株式に係る相続税と贈与税の納税猶予・免除制度の使い勝手を高める改正が行われたが、事業用資産を一般資産と区分して、事業用資産の課税を免除する等の欧米諸国並みの本格的な事業承継制度を確立すべきである。

また、今後高齢化に確実に向かう社会において、高齢者が保有している金融資産や住宅資産等を若年世代に回し易くしていくことを税制が導いていくことで、社会を元気にし、経済の活性化を図ることに大きな貢献があると考ええる。

1 相続税の課税強化の見直し

国際的に見て、平成 25 年度税制改正(平成 27 年 1 月より施行)まで租税負担率が主要各国と同水準にあった相続税は、総体としては従来の負担率を保つべきであり、基礎控除は、平成 25 年度税制改正前の水準に戻すべきである。

2 事業用資産への課税軽減

事業に資する相続税・贈与税については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、課税を大幅に軽減するよう求める。

特に非上場株式の評価については、事業承継の観点と流動性が低いことから株式評価を低減するよう求める。

3 相続財産からの控除

相続開始後に発生する相続に伴う費用(遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等)は、相続税の課税財産から控除する。

4 被相続人の保証債務の弁済

相続後の一定期間内に保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更正の請求ができるようにする。

5 財産評価

現在の財産評価方法は大部分が通達委任で運用されており、その運用解釈次第では必ずしも公平とはいえない取扱いが生ずる。

また、不動産の評価については同じ資産価値を測るものに地方税の固定資産税評価額があるが、国税の評価額と一元化して客観的にも理解し易いものにすることが必要である。

そのために、法律でしっかりと財産を評価する仕組みを定め、国も地方も民間も活用できるものにすべきである。

6 贈与対象者の拡大

「住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置」、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」及び「結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置」については、贈与者に直系卑属がいない場合は、甥・姪に対する贈与にも適用できるよう対象を拡大すべきである。

7 課税最低限と税率構造の見直し

高齢者から直系の若年世代への生前贈与は、今年度の税制改正大綱で、「資産移転時期の選択により中立的な税制の構築」として一部見直しが行われた。

しかし、現行の一般贈与の非課税枠 110 万円を大幅に拡大するなど、大胆に税率構造を緩和し基礎控除等を見直すなど、贈与税の体系に総合的な検討を加える中で、事業承継の負担軽減や資産移転による若年世代の消費意欲を喚起し緊急経済対策としても有効となるようさらなる工夫が必要である。

消 費 税 関 係

令和元年 10 月の消費税率の引き上げに伴い、軽減税率制度が導入されたが、適用品目の線引きが極めて難しく、制度が複雑化して事業者及び税務行政現場の事務負担を増大させている。

また、令和 5 年 10 月からインボイス制度が始まったが、企業にとってはインボイス制度に対応するための事務負担等(経過措置、個別対応方式の処理、電子申告義務化、登録事業者・免税事業者への対応等)が大きくなっている。

消費税は、本来、広く薄く財源を求める間接税であり、そのことに存在意義があり、逆進性云々を問題にすると特質が失われる。

課税は課税で、できるだけシンプルな制度にし、低所得者対策とは切り離すのが望ましい。

1 確定申告書の提出期限

消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後 3 か月以内とする。

2 各種届出書の提出期限

消費税の各種届出書の届出内容は、消費税の申告・納付する上で、納税者にとって重要な事項であるが、現行の提出期限(課税期間の開始日の前日)までに、その判断を適切に行うことは困難な場合が多いので、消費税の前課税期間の確定申告書の提出期限まで延長する。

印 紙 税 関 係

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済減少など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。併せて課税文書に該当するかの判定が難しいことから、文書作成の有無による課非は公平性を欠くので廃止すべきである。

地 方 税 関 係

国と地方の役割を見直し、その役割分担に応じたいわゆる三位一体の改革が実行に移され

つつあるが、これは行財政改革つまり地方行政の効率化に寄与するものであり、単なる地方自治体の財源強化論であってはならない。最も重要なことは地方自治体の行財政改革による歳出削減であり行政の効率化である。このことを強く要請し、併せて地域社会の活性化に寄与する税制を要望する。

1 固定資産税の改革

(1) 評価額が下がった場合には、必ず課税標準額に反映させ税額も下がるように課税構造を改善する。

(2) 土地及び家屋に係る固定資産税の軽減

居住用家屋については、再建築価格方式でなく、経過年数に応じた評価方法に改める。

宅地と事業用地については、資産の収益力に着目した収益還元価額を課税標準額とするよう改める。また、事業用地については、居住用宅地に準じた負担軽減措置を設ける。

(3) 土地の評価については、各省庁のそれぞれの目的による複数の評価額が併存しているが、客観的で理解しやすい評価の仕組みを法律でしっかりと定めて評価体制を一元化し、固定資産税評価もこれによることとするべきである。

(4) 地震対策税制の拡充、拡大、延長

平成 18 年度に耐震改修促進税制が創設され、住宅について一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税が減額されているところであるが、耐火改修工事も対象とするよう拡充し、対象建物を住宅以外にも拡大するとともに適用要件を緩和し、適用期間を延長してより利用し易い制度に改善する。

(5) 法人の償却資産の申告期限の改正等

償却資産の評価に当たっては、納税者の事務負担軽減の観点から、法人税の減価償却資産と連動させ、賦課期日を各法人の事業年度末とし、申告期限は法人税の申告期限と同一とする。

2 法人事業税の改革

(1) 超過課税の撤廃

地方税は、標準税率を超える高い税率による課税ができることになっているが、特定の企業を対象に超過課税を行うのは公平に反するから、早期に廃止する。

(2) 外形標準課税のあり方

法人税率引き下げの代替え財源として、大法人に対する外形標準課税が拡大されたが、適正な課税を実現するために外形標準に何を求めるのかを、今後も慎重に検討するとともに、地方税制における改革の一環として位置付けることが必要である。

中小企業への拡大はなかったが、大法人に比べて欠損法人の割合が大きく担税力にも乏しい中小企業には将来にわたって課税拡大すべきではない。

また、付加価値割の算出について、事務労力を削減する上でも均等割のように企業の従業員数に応じて課税するなど、できるだけシンプルな制度にすべきである。

(3) 申告納税手続き

二つ以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の法人事業税・住民税の申告納税は、本店所在地において一括して行うことができるようにする。

3 事業所税の廃止

事業所税は、事業所の床面積・支払給与総額などを課税標準とする税で、固定資産税と重複しており、また課税地域が限定されているため廃止すべきである。

4 住民税の見直し

(1) 法人住民税の均等割の細分化

資本金 1,000 万円から 1 億円の区分を細分化する。

(2) 個人住民税の所得控除額の簡素化

税制の簡素化の見地から、個人住民税の所得控除額を所得税の控除額と同額にすべきである。

(3) 個人住民税の特別徴収について一括納入制度の創設

納入先市町村が複数ある場合の個人住民税の特別徴収は、特別徴収義務者の管轄する市町村で一括納入、かつ、電子納税できるようにする。

また、併せて地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図る。

そ の 他

1 マイナンバー制度の推進、早期定着化

カードの普及は、マイナンバー制度の利用拡大と行政手続きの簡素化及び行政機関のコスト削減のためにも急がれる。今後のカードの普及促進・利用促進のため次の事項を要望する。

(1) カードを利用した場合のメリットを広く周知すること。

(2) マイナンバーカードと登録された電子証明書で異なる有効期間を統一すること。

(3) 導入時から懸念される個人情報漏洩対策を実施し、不安解消のために国民に詳しく説明すること。

(4) 制度推進に当たっては、事業者等に急激に加重な事務負担を課さないよう配慮すること。

2 将来の税制改正において、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラル等の税法改正や様々な制度導入に向け、その税法・制度設計が複雑化することのなく、簡素化した制度となるよう配慮すること。

また、重大な税制改正等の場合は、十分な工法（納税者にわかりやすい制度設計）と広報を確実にを行い納税者の準備期間の確保をすること。